

諮問第十五号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年十二月八日提出

青森市長  
鹿内博

審査請求書（下水道使用料8）

平成26年6月26日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成26年5月29日(木)付け平成26年5月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成26年5月30日(金)

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

- (1) 審査請求人宛に、企業局長から納入期限を平成26年6月16日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書(納付制)平成26年5月分」(26年4月26日から26年5月27日まで)(以下「本件通知書」という。)が平成26年5月30日に郵送されてきた。
- (2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。
- (3) 貴職は下水道使用料の納入通知書の発行に係る事務を企業局長に委任していると主張しているが、もしそうなのであれば、その旨を下水道使用者に分かるように公表するべきである。かつまた、本件通知書に「企業局長は青森市長から下水道使用料徴収事務の委任を受けているので、その委任を受けた権限に基づいて本件通知書を発行しているのであり、下水道使用者が企業局長に納付した下水道使用料は青森市長に全額送金されます。」と明確に記載をするべきであり、これが記載のない本件通知書は違法である。もし、企業局長が貴職に対して徴収した下水道使用料を送金しなければ、私達青森市公共下水道を使用している者は、企業局長と貴職とに下水道使用料を二重取りされる恐れがある。間違いは何処にでもあることであり、企業局長が貴職に下水道使用料を送金しない事態が絶対に起こらないとは言えないはずである。だから、本件通知書には「企業局長に下水道使用料を納付した場合は、再度青森市長から請求されることはありません。安心して下さい。」と書かなければいけないものである。

百歩譲って貴職の主張が正しいとして、貴職は下水道使用料徴収事務に関するいか



なる業務を委任しているのか下水道使用者には何ら知らされていない。確かに、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条には「下水道使用料の徴収(法第231条の3の規定による督促、滞納処分等に関する事務を除く。)及び還付に関すること。」を企業局長に委任すると書かれているが、この規定から貴職は企業局長に具体的にいかなる事務を委任しているのかを読み取ることは不可能である。企業局長は下水道使用料滞納者に地方自治法第231条の3第1項に規定する督促状ではなく、督促状の様なものを送付し下水道使用料の納付を促しているが、この事務は企業局長に委任されている範囲内であるとはとても思えない。とすれば、企業局長は貴職からの委任の範囲を超えて下水道使用者の下水道使用料納付状況という個人情報に違法に使用していることになる。違法である。

- (4) 下水道管理者である貴職及び環境部長らは、下水道使用者からのこの様な制度にかかる疑問・質問に対して、全て企業局長に委任しているのだからと、一切回答しようとはしない。不誠実極まりない。かような対応は不当の極みであり、行政にあるまじきことである。このような不当な状況の中で発行された本件通知書は何らの正当性を持たないものであり、本件審査請求に係る処分は無効である。
- (5) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと主張しているが、貴職は何ら真剣に対応することなく、放置している。原価を上回っている現行下水道使用料は違法である。もし貴職が現行下水道使用料は原価を上回っておらず違法でないとは主張するのであれば、それを立証するのは貴職の責任である。現行下水道使用料は水道水以外の水の従量使用料を水道水による水の従量使用料よりも安くしているが、これも現行下水道使用料の違法性の証左である。下水処理に要する原価は水道水以外の水の場合も水道水による水の場合も同じであり、水道水を使用している下水道使用者が水道水以外の水を使用している下水道使用者の分の処理費用を負担する謂われはない。この一点を見ても現行下水道使用料の違法性は明らかである。
- (6) 確かに、貴職は平成26年度に下水道使用料の見直しをしようとしているが、そのことにより本件通知書に係る下水道使用料の違法性が解消されるわけではない。
- (7) 貴職は審査請求人が下水道使用料の適正化を求める方法、下水道使用料徴収方法、受益者負担金の考え方等々青森市の下水道行政の誤りを正す方法の教示を求めるも一切無視し何らの教示をしないことは不当であり本件審査請求に係る処分は無効である。更にまた、本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。

#### 6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

#### 7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。